地域密着型通所介護及び第１号通所事業　重要事項説明書

(事業の目的)
医療法人みずほ会が設置する指定介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護の事業及び第１号通所事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供する事を目的とする。

１　当事業所の概要

（１）　当デイサービスセンターの内容等

事業所の種類	地域密着型通所介護及び第１号通所事業	
事業所の名称	デイサービスケアビレッジとさ （地域密着型通所事業　　3990500088） （第１号通所事業　　3970500587）	
事業所の所在地	〒781-1105　高知県土佐市蓮池 1231 番２	
電話番号	088-856-7701	
管理者氏名	大奈路　味和	
サービス実施地域	土佐市	
利用定員	18 名／日	
第三者評価実施状況	有・(無)	直近の実施年月日　　年　　月　　日
	評価機関名称	

（２）　営業時間

月～土曜日	午前８時 30 分～午後５時 30 分 サービス提供時間　午前９時 40 分～午後４時 00 分
日曜日	定休日（年末年始 12/31～1/3 は休み）

（３）　当センターの設備概要

食堂及び機能訓練室		211.92 ㎡	
相談室	１室	静養室	１室　３床
浴室	一般浴槽（個浴３槽）		
送迎車	一般車両と車椅子専用車両があります。		

（4）　職員体制

職　名	人員数	職務内容
管理者	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	1名以上	事業所に対する指定地域密着型通所介護等の利用の申し込みに係る調整、他の従業員に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の業者と協力して地域密着型通所介護計画又は介護予防計画の作成を行う。
機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、助言を行う。
介護職員	2名以上	介護が必要な方の身の回りの援助や介助の実施。
看護師	1名以上	各利用者の健康管理や心身機能の把握を行う。

2　サービス内容

「地域密着型通所介護計画」及び「予防通所介護計画」に沿って、次のようなサービスを提供します。

① 送　　迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。送迎エリアはご相談ください。
② 食　　事：委託事業所にて、調理した料理を提供します。口腔嚥下機能に合せた食事形態で提供します。治療食はご相談ください。
③ 入　　浴：利用者の状態に応じて介助浴を提供します。
④ 機能訓練：介護計画に沿って、機能訓練室等において体力、機能低下を防ぐため、および日常生活に必要な基本動作訓練を行います。
⑤ 趣味活動：利用者の希望に添って諸活動を行います。
⑥ 生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続き関係等に関する相談、助言を行います。

3　サービスの利用方法

（1）　サービスの利用相談

お電話等で、ご相談ください。

＊居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

4　当センターにおけるサービスの特徴等

（1）　運営の方針

事業の実施にあっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。又、利用者のもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助します。施設の持つ様々な機能を生かして、施設全体で利用者の生活を援助します。

（2）　サービス利用のために

事　　項	有・無	備　　考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	無	
職員への研修の実施	有	年間、複数回実施している。

（3）　サービス利用に当たっての留意事項

① 送迎時間の連絡:あらかじめ利用者の方と相談し連絡致します。行事等を実施するときは、通常の送迎時間と異なる場合がありますのでご注意下さい。
② 体調確認:送迎車を利用される時間や、施設に到着したときに利用者の方の状態を把握し、体調を確認します。
③ 体調不良等によるサービスの変更：利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料がかかる場合があります。

ご利用日の当日午前８時半までにご連絡いただいた場合	無　料
上記以外の場合	昼食代　600 円

④ 食事のキャンセル：食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。
⑤ 時間変更：ケアプランに基づく時間でのご利用になりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。
⑥ 設備、器具の利用：当施設の設備、器具のうち利用できるものもありますので、ご相談ください。

5　事故や緊急時の対応

① サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変、その他の緊急事態が生じた場合、速やかに主治医或いは、医療機関に連絡し、適切な処置を講じます。緊急時に際してとった処置は記録に残します。
② 通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の在住する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、適切な処置を講じます。事故に際してとった処置は記録に残します。
③ 再発防止策として、事故発生時にはその原因を明らかにし、発生した事故内容に応じた対応策を速やかに検討するとともに、全従業員に周知徹底して事故の再発防止に努めます。
④ 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対して速やかに損害を賠償します。

6　非常災害対策

① 防災の対応：消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、ご利用者の避難・誘導にあたります。
② 防災設備等：消火設備等、必要設備を設けます。
③ 防災訓練：消防法に基づき、職員および利用者が参加する消火通報、避難訓練を実施します。
④ 事業継続計画（BCP）：感染症蔓延や自然災害発生時を想定し、可能な限り事業を継続、または早期より復旧再開できるよう計画を立て訓練を行います。

7　虐待防止について

① 利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な整備を行うとともに、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

② 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者で周知徹底を図ります。

8　身体拘束の原則禁止について

① 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

② 緊急やむを得ず行う場合は、3要件（緊急切迫性・非代替性・一時性）を確認し、記録および利用者・ご家族への事前説明と同意を徹底します。

9　感染症対策について

① 事業所において感染症が蔓延しないよう、設備および備品の衛生的な管理に努めます。

② 感染症の予防および蔓延防止のための委員会を定期的に開催し、従業者で周知徹底を図ります。

１０　運営懇親会

① 事業者は、本契約の履行に伴って生じる諸種の問題に関し、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

② 事業者は、前項の運営懇談会について、管理規程に詳細を定めるものとします。

１１　サービス内容に関する苦情・相談について

（１）　苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口　　連絡先　088-856-7701　　ＦＡＸ　088-856-7705

相 談 担 当 者　　大奈路　味和

○受付時間　　毎週月曜日～金曜日　　午前８：30～午後５：30

（２）　行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】 土佐市長寿政策課 介護保険班介護保険係	所 在 地：土佐市高岡町甲 2017-1 電話番号：088-852-1124 ＦＡＸ番号：088-852-7638 受付時間：月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分
【公的団体の窓口】 高知県国民健康保険団体連合会 介護保険課　介護保険係	所 在 地：高知市丸の内 2 丁目 6 番 5 号 電話番号：088-820-8410 088-820-8411 ＦＡＸ番号：088-820-8413 受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～16 時 00 分

１２　カスタマーハラスメントへの対応について

職員が安心して働くことができ、利用者の皆様に適切な介護サービスを継続して提供できるよう、利用者及びその家族等からのカスタマーハラスメント（著しい迷惑行為）への対応に取り組んでいます。

（１）利用者及びその家族等による以下のような行為があった場合には、職員の安全及び就業環境を確保するため、必要な対応を行います。

① 職員に対する暴力、物を投げる、身体をつかむ、その他身体的な危害を加える行為
② 大声で怒鳴る、侮辱する、人格を否定する、脅迫する、威嚇する等の行為
③ 正当な理由なく、職員を長時間拘束し、又は同じ要求を繰り返す等、業務を著しく妨げる行為
④ 契約内容、介護保険制度又は事業所の提供体制上、対応することができないサービスや対応を過度に要求する行為
⑤ 職員に対する性的な言動、つきまとい、その他職員の就業環境を害する行為
⑥ 職員の個人情報を不当に取得し、又はSNS等に掲載・拡散する行為
⑦ その他、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害する行為

（２）前項に該当する行為が認められた場合、管理者等が状況を確認した上で、利用者及びその家族等に対して行為の中止又は改善を求めることがあります。

（３）暴行、脅迫、傷害、その他犯罪に該当する可能性がある行為があった場合には、職員の安全確保を優先し、必要に応じて警察その他の関係機関に相談又は通報することがあります。

（４）カスタマーハラスメントに該当する行為が繰り返され、適切な介護サービスの提供及び職員の安全確保が困難となった場合には、関係法令、契約書、運営規程等に基づき、サービス提供方法の変更、サービス提供の中止、契約の終了等の対応を行うことがあります。

（５）利用者及びその家族等からの相談、苦情等については、カスタマーハラスメントと決めつけることなく、事実関係を確認し、適切に対応します。

（６）利用者及びその家族等からの正当な意見、要望、苦情、サービス内容に関する相談等については、これまでどおり適切にお受けします。サービスの質の向上につながるご意見については、真摯に対応します。

１３　当法人の概要

法　人　名　　医療法人　みずほ会

法人所在地　　高知県須崎市多ノ郷甲 5748 番地 1

代表者氏名　　理事長　高橋　啓文

１４　他に経営する介護保険関連事業

施　設　名	種　　別
シルバーホームおおの郷 グループホームすさき グループホームなかとさ グループホームあさくら グループホームたかおか	認知症対応型共同生活介護
ヘルパーステーションケアビレッジ 定期巡回随時対応型訪問介護看護ケアビレッジ 定期巡回随時対応型訪問介護看護ケアビレッジとさ	訪問介護 訪問介護・訪問看護 訪問介護・訪問看護
看護小規模多機能ホームあさくら 小規模多機能ホームふくい	看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所
ケアビレッジすさき通所リハビリテーション	通所リハビリテーション
朝倉医療クリニック訪問リハビリステーション 須崎医療クリニック訪問リハビリステーション	訪問リハビリテーション
ケアビレッジすさき居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所ケアビレッジとさ	居宅介護支援事業所
介護付有料老人ホームケアビレッジとさ 介護付有料老人ホームケアビレッジたかおか	特定施設入居者生活介護
ケアビレッジあさくらデイサービスセンター	地域密着型通所介護事業所